

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

新潟県新発田市新栄町一丁目一番六号

医療法人社団よつば会
清算人 渡部 坦

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月十五日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

大阪府枚方市宇山町五番一七号

医療法人やしる皮膚科
清算人 八代 典子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月十九日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

香川県善通寺市金蔵寺町一三三七番地

宗教法人秀教寺
清算人 弁護士 和田 節代

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

解散公告(第一回)

当法人は、福岡地方裁判所飯塚支部の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から令和八年十月三十一日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

福岡県嘉麻市山野二〇〇二番地

宗教法人山野教会
清算人 弁護士 明石美紗子

福岡県飯塚市新立岩四番四号クレイ
ン3ビル四〇二号 森法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

熊本県山鹿市方保田三六四三番地一

医療法人太一会
清算人 古川梨枝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市七条西二丁目三四番地三、最後の住所北海道雨竜郡北竜町字和二九番地一三 单身住宅B棟一〇号 被相続人 亡 只野 裕 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

北海道深川市三条五番二六号深川総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 洋文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市青柳町一丁目四〇一番地、最後の住所岩手県北上市青柳町一丁目二番二二番地 被相続人 亡 千田ミヨ子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

岩手県北上市大通り一丁目三番一号北上開発ビル二階 きたかみイーハート法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市大字中根田四七八番地、最後の住所山形県山形市青葉区上杉二丁目四番八四〇八号 被相続人 亡 石山 栄宏 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一七番地一五ア ヴェニュー南越谷四階ユアライト総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 土屋 文博

令和八年七月二十八日

仙台市宮城野区榴岡一丁目六番八号 タニタビル二階 弁護士法人法律事務所せんたい 相続財産清算人 弁護士 田中 航

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市富士町一丁目八九四番地、最後の住所茨城県かすみがうら市深谷三六七〇番地四 被相続人 亡 宮崎 陽子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

茨城県石岡市国府二丁目一番二五号御幸ビル三〇二号室 いしおか法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井川 洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県勢多郡粕川村大字深津甲五五九番地、最後の住所茨城県牛久市牛久町二四三三番地 被相続人 亡 鈴木 正義 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

茨城県牛久市中央五丁目二番地一四諸岡ビル五〇一号室 弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所牛久事務所

相続財産清算人 弁護士 大西 敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草四丁目七番地、最後の住所埼玉県八潮市大字八條二一五番地六 被相続人 亡 小島 健司 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一七番地一五ア ヴェニュー南越谷四階ユアライト総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 土屋 文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市大字南永井四六二番地二五、最後の住所埼玉県所沢市大字南永井四六二番地の二五 被相続人 亡 山本 努 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

埼玉県川越市南通町一番地五クリオ川越老番館一〇五号室

相続財産清算人 弁護士 渡邊 晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市南二丁目一八番地一、最後の住所埼玉県久喜市久喜東五丁目一三番二二号グループホームあおば 被相続人 亡 市瀬 美水 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

埼玉県川口市芝新町四一八URBAN F ORUM蔵六Fわらび子どもと家庭法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 友香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区白旗三丁目九番、最後の住所千葉県千葉市緑区おゆみ野中央四丁目三〇番地一 サンヴィレッジおゆみ野F一〇一号 被相続人 亡 山内 正人 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十八日

事務所千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階 弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩